

児童発達支援体制検討専門部会の設置 について

児童発達支援体制検討専門部会の設置について

事業の内容

【事業の目的】

児童福祉法の改正により、従来の児童発達支援センターに地域の中核拠点となる機能が求められることとなったが、本市の児童発達支援センターには現在必要となる機能が一部備わっていないことや、「こども育成相談センター」と機能が一部重なっていること等の課題があることから、市全体の障がい児発達支援体制について検討を行い、今後のあり方を取りまとめる。

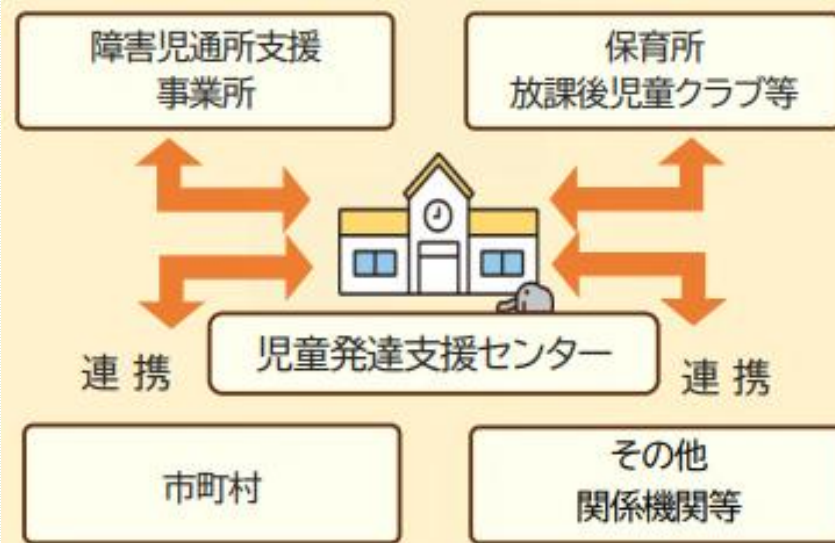
【実施方法】

実施にあたっては、加賀市健康福祉審議会障害者分科会およびこども分科会に、「児童発達支援体制検討専門部会」を設置し、目指す姿等方針について検討していく。

事業イメージ

【児童発達支援センター(中核拠点型※)イメージ】

※地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う施設



※必要となる4つの中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業者に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

■加賀市健康福祉審議会条例 (専門部会)

第9条 分科会に、専門部会を置くことができる。

■加賀市健康福祉審議会規則 (専門部会)

第5条 条例第9条の専門部会(以下「部会」という。)は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

2 部会は、委員20人以内をもって組織する。

3 部会に、会長及び副会長を置くことができる。

児童発達支援体制検討専門部会の設置について

■加賀市児童発達支援検討専門部会 構成案

区分	人数
学識経験者	1名
当事者団体・家族会	1名程度
医療・福祉関係	4名程度
教育関係	1名程度
合計	7名程度

事務局：子育て支援課、子育て応援ステーション、こども育成相談センター
介護福祉課、地域包括支援センター、教育委員会

- ・健康福祉審議会、障害者分科会およびこども分科会からの委員を含む構成とします。
- ・当事者団体や関連機関、じりつ支援協議会等から別途構成するワーキンググループ（10名程度）で幅広く意見聴取し、専門部会に報告していきます。

健康福祉審議会こども分科会の専門部会の設置について

■今後のスケジュール（予定）

時 期	項 目
2月12日	第2回健康福祉審議会障害者分科会（専門部会の設置報告）
2月18日	第3回健康福祉審議会こども分科会（専門部会の設置報告）
3月3日	第2回健康福祉審議会（諮問・付議）
3月	第1回専門部会（現状把握、国の動向、スケジュール、アンケート結果等）
4月	第1回ワーキンググループ（ヒアリング等）
5月	第2回専門部会（施設のあり方、機能の整理等） 第2回ワーキンググループ（他自治体視察等）
6月	第3回ワーキンググループ（関係機関との連携フロー等）
7月	第3回専門部会（とりまとめ）
7月～8月	第1回健康福祉審議会障害者分科会（専門部会からの報告・承認） 第2回健康福祉審議会こども分科会（専門部会からの報告・承認） 障害者分科会長・こども分科会長から市長へ答申
9月～ R9.3月	今後の方針により ・関係機関との調整、準備 ・周知広報 等 第2.3回健康福祉審議会障害者分科会（状況報告） 第3.4回健康福祉審議会こども分科会（状況報告）